

# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業		
予算額	3,200 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p><b>【事業実施に至る経過・背景など】</b></p> <p>令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県（指定都市を含む。）は子どもの権利擁護の推進に関して、新たに「意見表明等支援事業」の実施に努めることや、子どもの権利擁護に係る環境整備を行うことが定められた。</p> <p>法改正の趣旨を踏まえ、本市においても、子どもの意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明を支援するため、意見表明等支援事業を実施する。</p> <p>また、子どもから意見表明や権利救済に関する申立てがあった場合に第三者機関が調査審議し、必要に応じて関係機関に意見具申する仕組みを構築する。</p> <p>あわせて、こうした仕組みを有効に機能させるため、子どもの権利擁護及びその取組に係る研修を実施し、本市職員や施設職員等の理解醸成を図る。</p>			
<p><b>【事業概要】</b></p> <p><b>1 意見表明等支援事業</b></p> <p>児童相談所一時保護所を対象に、入所している子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援するため、子どもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（意見表明等支援員）を定期的に派遣する事業を新たに実施する。意見表明等支援員は、子ども本人から意見聴取することにより意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所との連絡調整などの必要な支援を行う。</p> <p><b>2 子どもの権利擁護に係る環境整備</b></p> <p>児童養護施設等に措置委託されている子どもや一時保護されている子どもなど、児童相談所と関わりのある子ども本人又は関係機関から、子どもの権利救済に関する申立てがあった場合に、第三者機関が公正中立な調査審議を行い、児童相談所等へ意見具申する仕組みを新たに構築する（京都市はぐくみ推進審議会に専門部会を新設）。</p> <p><b>3 子どもの権利擁護に関する研修</b></p> <p>子どもの意見表明や権利擁護の取組を通じて、子どもが自身のことについての意思決定に参画することは、児童福祉の原理原則や児童の権利に関する条約等に鑑みても重要な意義を有する。児童相談所や施設等の関係機関が、その意義や内容について十分に理解することが極めて重要であることから、本市職員及び児童養護施設等の職員を対象にした、子どもの権利擁護に関する研修を複数回実施する。</p>			
<p><b>【参 考（他都市の状況・事業効果など）】</b></p>			

# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実		
予算額	41,200 千円 <small>(全体事業費 298,141 千円のうち充実分)</small>	新規・充実・継続の別	充実
担当課	子ども若者未来部 育成推進課(746-7610)		
<p><b>[事業実施に至る経過・背景など]</b></p> <p>近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期の親子が孤立しやすい状況となっている。</p> <p>これらの状況を受け、京都市では、子育て中の親の負担感の軽減などを目的に、乳幼児を養育する親とその子が気軽に集い、子育ての悩みを話し合ったり、交流することができる場所として、つどいの広場事業を市内40か所で実施している(令和5年度末見込み)。</p> <p>また、令和2年度を始期とする「京都市はぐくみプラン」においては、令和6年度までの間につどいの広場を少なくとも年間1か所程度で新規実施することにより、乳幼児期の親子の孤立を防ぎ、子育ての楽しさを感じられる環境を充実していくこととしている。</p>			
<p><b>[事業概要]</b></p> <p>1 つどいの広場の新設  「京都市はぐくみプラン」に基づき、<u>子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業を令和6年度中に新たに1か所で実施する。</u>  ※具体的な実施箇所については調整中</p> <p>2 地域支援業務の充実  <u>令和6年度以降、重層的支援体制整備事業(※)としての事業実施となり、これまで一部事業者のみで実施していた地域支援業務を全事業者で取り組む。</u>  ※ 各地域の多様な関係機関がつながりを持ち、高齢、障害、子ども等の属性(分野)別に実施されている福祉的支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築するもの。</p> <p>(参考) つどいの広場の概要</p> <p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、地域の子育て関連情報の提供</li> <li>子育て等に関する相談・援助の実施、子育て及び子育て支援に関する講習の実施</li> <li>地域支援(地域の団体や多様な世代と連携した子育て支援等の取組)の実施</li> </ul> <p>2 利用対象  主に乳幼児を育てている親とその子</p> <p>3 開設時間  原則として午前10時から午後4時まで  (土曜又は日曜のいずれかを含む週5日以上開設)</p> <p>4 利用料金  無料(ただし、材料代等の実費を御負担いただく場合がある。)</p>			
<p><b>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</b></p> <p>年間利用者数 令和4年度 96,819人(延べ人数)</p>			

# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	児童手当支給制度の拡充																																									
予算額	4,259,400 千円 (全体事業費 21,722,967 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実																																							
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)																																									
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、所得制限(特例給付)の撤廃、高校生年代まで支給期間延長、多子加算の増(第3子以降は月額30,000円)が掲げられた。また、支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給は令和6年12月とされた。</p> <p>多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とすることが示された。</p> <p>これらの国の拡充内容を踏まえた給付及び制度改正の対応に必要なシステムの改修等を行う。</p>																																										
<p>[事業概要]</p> <p>児童手当支給制度は、児童の健やかな成長に資するという目的に照らし、支給要件、給付内容等も全国一律とし、市町村長を通じ一元的に行われる仕組みとなっている。</p> <p>＜拡充内容＞ (単位：円、月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">拡充前</th> <th colspan="2">拡充後</th> </tr> <tr> <th>第1、2子</th> <th>第3子以降</th> <th>第1、2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td><u>30,000</u></td> </tr> <tr> <td>3歳～小学生</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>10,000</td> <td><u>30,000</u></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td><u>30,000</u></td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>-</td> <td>-</td> <td><u>10,000</u></td> <td><u>30,000</u></td> </tr> <tr> <td>所得制限</td> <td colspan="2">制限以上：1人5,000</td> <td colspan="2"><u>なし</u></td> </tr> <tr> <td>所得上限</td> <td colspan="2">上限以上：対象外</td> <td colspan="2"><u>なし</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 拡充部分は網掛け</p>				区分	拡充前		拡充後		第1、2子	第3子以降	第1、2子	第3子以降	3歳未満	15,000	15,000	15,000	<u>30,000</u>	3歳～小学生	10,000	15,000	10,000	<u>30,000</u>	中学生	10,000	10,000	10,000	<u>30,000</u>	高校生	-	-	<u>10,000</u>	<u>30,000</u>	所得制限	制限以上：1人5,000		<u>なし</u>		所得上限	上限以上：対象外		<u>なし</u>	
区分	拡充前		拡充後																																							
	第1、2子	第3子以降	第1、2子	第3子以降																																						
3歳未満	15,000	15,000	15,000	<u>30,000</u>																																						
3歳～小学生	10,000	15,000	10,000	<u>30,000</u>																																						
中学生	10,000	10,000	10,000	<u>30,000</u>																																						
高校生	-	-	<u>10,000</u>	<u>30,000</u>																																						
所得制限	制限以上：1人5,000		<u>なし</u>																																							
所得上限	上限以上：対象外		<u>なし</u>																																							
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> <p>○拡充経費(令和6年度予算)</p> <table> <tr> <td>給付費</td> <td>3,805,702 千円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>93,698 千円</td> </tr> <tr> <td>システム改修費</td> <td>360,000 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,259,400 千円</td> </tr> </table>				給付費	3,805,702 千円	事務費	93,698 千円	システム改修費	360,000 千円	計	4,259,400 千円																															
給付費	3,805,702 千円																																									
事務費	93,698 千円																																									
システム改修費	360,000 千円																																									
計	4,259,400 千円																																									

# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	ひとり親家庭支援の拡充																							
予算額	116,400 千円 <small>(全体事業費 5,558,586 千円のうち充実分)</small>	新規・充実・継続の別	充実																					
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)																							
<p><b>[事業実施に至る経過・背景など]</b> 京都市では、ひとり親が就業し、経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、令和2年3月に策定した「京都市はぐくみプラン（京都市ひとり親家庭自立促進計画）」に基づき、就業支援をはじめ、不安や孤立を防止するための相談・居場所づくり支援、子どもに対する学習支援など、きめ細かな支援を展開している。 今回、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げられ、令和6年度当初予算案において示された国の制度改正に伴い、以下の事業について拡充する。</p>																								
<p><b>[事業概要]</b></p> <p><b>1 児童扶養手当の拡充</b> ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給する児童扶養手当について、<u>所得制限限度額を引き上げるとともに、第3子以降の支給額を増額する。</u></p> <p>(1) 所得制限限度額（2人世帯の場合）※収入ベース</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>拡充前</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td> <td>160万円</td> <td><u>190万円</u></td> </tr> <tr> <td>一部支給</td> <td>365万円</td> <td><u>385万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手当月額（令和6年度）※全額支給の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>拡充前</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1子</td> <td>45,500円</td> <td>45,500円</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>10,750円</td> <td>10,750円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>6,450円</td> <td><u>10,750円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 拡充時期 令和7年1月支給分（令和6年11月、12月手当）から</p> <p><b>2 高等職業訓練促進給付金等事業の拡充</b> ひとり親家庭の親の就業に結びつきやすい資格（看護師、保育士等）の取得を促進するため、資格取得に必要な養成機関での修業期間中の負担軽減を目的に、給付金を支給する。 ＜主な拡充内容＞ <u>令和3～5年度に限り実施している拡充措置（雇用保険制度の専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の指定講座及び一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）を対象講座に加えるとともに、養成期間を「1年以上」から「6か月以上」に緩和）について、令和6年度以降は恒久化して実施する。</u></p>					拡充前	拡充後	全部支給	160万円	<u>190万円</u>	一部支給	365万円	<u>385万円</u>		拡充前	拡充後	第1子	45,500円	45,500円	第2子	10,750円	10,750円	第3子以降	6,450円	<u>10,750円</u>
	拡充前	拡充後																						
全部支給	160万円	<u>190万円</u>																						
一部支給	365万円	<u>385万円</u>																						
	拡充前	拡充後																						
第1子	45,500円	45,500円																						
第2子	10,750円	10,750円																						
第3子以降	6,450円	<u>10,750円</u>																						

### 3 自立支援教育訓練給付金の拡充

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、指定された教育訓練講座（介護福祉士、医療事務等）を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を支給する。

<主な拡充内容>

専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）を受講し、修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給する。

#### [参 考（他都市の状況・事業効果など）]

- ・児童扶養手当受給資格者数（令和5年3月時点）：11,093名  
（全部支給：6,356名、一部支給：3,580名、全部停止：1,157名）
- ・新規支給対象者数（令和4年度実績）  
高等職業訓練促進給付金：57名  
自立支援教育訓練給付金：50名

# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	産後ケア事業の拡充		
予算額	112,600 千円 <small>(全体事業費 144,206 千円のうち充実分)</small>	新規・充実・継続の別	充実
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p><b>〔事業実施に至る経過・背景など〕</b>                  京都市では、母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・育児期までの「切れ目のない支援」に取り組んでおり、とりわけ出産直後は、母子ともに心身が最も不安定な状態にあることから、支援が必要な母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、母親への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業（京都市スマイルママ・ホッと事業）を実施している。                  一方で、本事業の対象者については、「産後に心身の不調又は育児不安等がある者」かつ「その他、特に支援が必要と認められる者」と限定していることから、利用に対するハードルを感じる方も一定おられた。                  そこで、これらの課題の解決に向けて、<u>対象者要件を撤廃するなどの取組を更に拡充する。</u></p>			
<p><b>〔事業概要〕</b>                  令和6年4月から、以下のとおり拡充する。</p> <p>1 <u>産後ケアを希望する全ての方が利用できるよう、対象者を拡充する。</u>                  (拡充前の対象者要件)                  京都市内に住所を有する生後1年未満の乳児及びその母親のうち、以下の(1)(2)のいずれにも該当する者                  (1) 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の者、又は育児に不安があり、授乳や沐浴等の方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な者                  (2) 親族等から産後の支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な者                  ↓</p> <p><u>(拡充後の対象者要件)</u>                  京都市内に住所を有する生後1年未満の乳児及びその母親のうち、産後ケアを希望する者</p> <p>2 <u>これまでは原則、保健師等との面談を通じた紙申請により利用決定を行っていたが、対象者の拡充や利用者の利便性向上を踏まえ、電子フォームを活用した電子申請を開始する。</u></p> <p>3 <u>本事業を委託している産科医療機関や助産所等の施設の業務効率化を図るため、各種事務手続のデジタル化を進めるとともに、利用者から直接利用申込みを受ける点等を踏まえ、委託施設に対する事業費を増額する。</u></p>			
<p><b>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</b></p>			

## 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

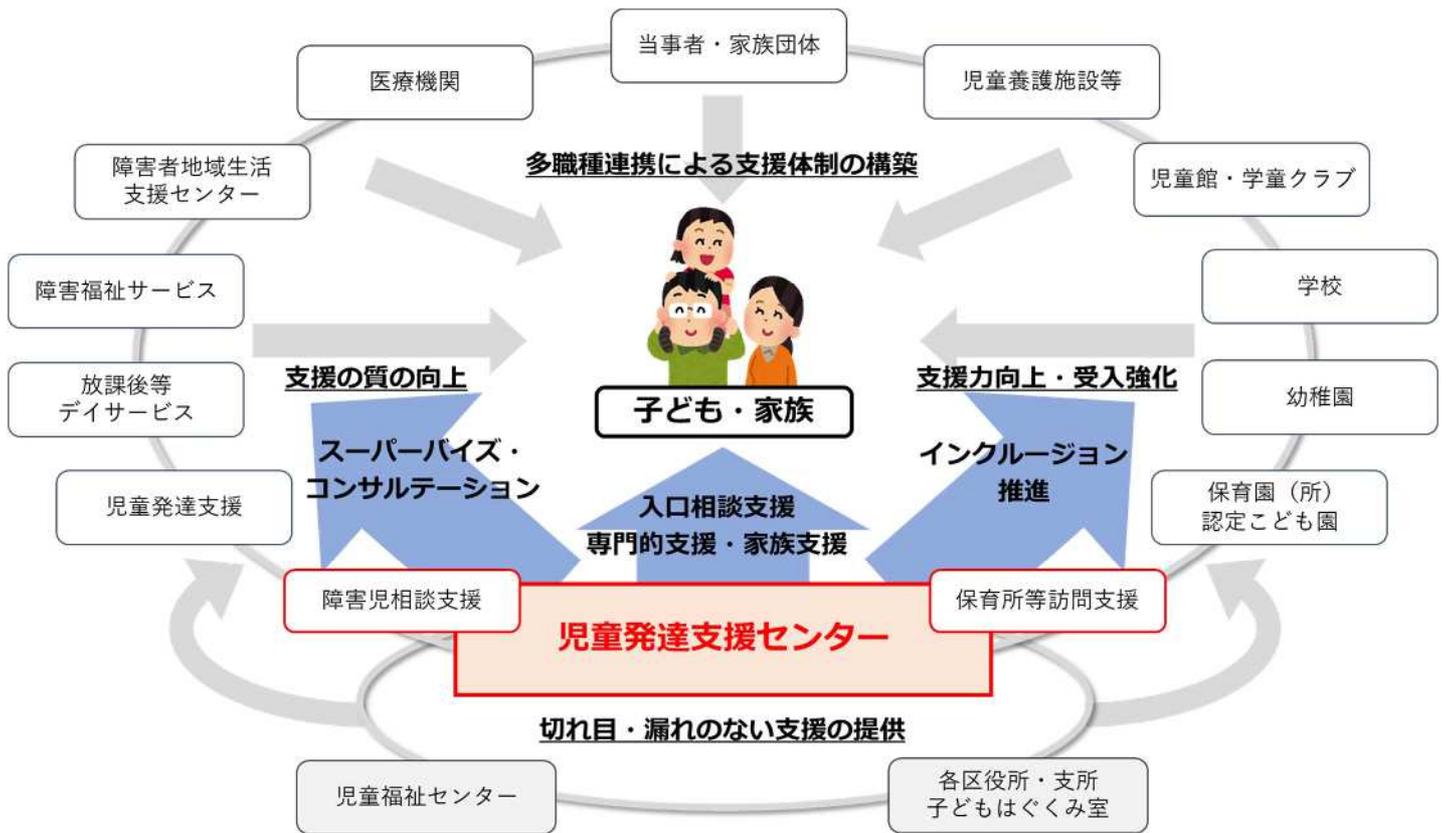
<b>事務事業名</b>	乳幼児健康診査の拡充(1か月児健康診査費用の助成)		
<b>予 算 額</b>	55,700 千円 <small>(全体事業費 178,902 千円のうち充実分)</small>	新規・充実・継続の別	充実
<b>担 当 課</b>	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p><b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>                  京都市では、4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を、子どもはぐくみ室及び京北出張所で実施している。                  こうした中、1か月児健康診査は、産科医療機関退院後に初めて診察を受ける機会となることが多く、赤ちゃんの発育・発達を把握し、先天性の病気等の有無の確認を行うなど、赤ちゃんの健康保持及び増進を図るうえで重要な機会である。                  妊娠・出産・育児期までの「切れ目のない支援」の更なる推進に向け、<u>1か月児健康診査の費用助成を実施する。</u></p>			
<p><b>[事業概要]</b>                  令和6年4月以降に医療機関で受診する1か月児健康診査（健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や育児相談等）についての費用を助成する。</p>			
<p><b>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</b>                  1か月児健康診査費用の助成は、5つの指定都市で既に実施している（横浜市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市）。</p>			

# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	地域障害児支援体制強化事業		
予算額	31,000 千円	新規・充実・継続の別	新規
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p><b>[事業実施に至る経過・背景など]</b></p> <p>令和6年4月から施行される改正児童福祉法において、児童発達支援センター（以下「センター」という。）が地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された。</p> <p>具体的には下記4つの機能について整備を進めることで、障害児やその家族への支援体制の強化を図ることが求められている。</p> <p>① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</p> <p>② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション（以下「スーパーバイズ等」という。）機能</p> <p>③ 地域のインクルージョン推進の中核機能</p> <p>④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能</p>			
<p><b>[事業概要]</b></p> <p>市内9か所（公営・民営）のセンターにおいて、以下の取組を業務委託等により実施し、中核的役割を担うための機能の整備を進め、地域の障害児支援に係る体制強化を図っていく。</p> <p>&lt;主な取組内容&gt;</p> <p>(1) 地域の事業所に対するスーパーバイズ等 市内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に対し、支援の質の向上に向けた訪問支援や研修等の取組を実施する。</p> <p>(2) 地域のインクルージョン推進 給付費事業である保育所等訪問支援の取組充実のほか、子育て支援施設（保育所・幼稚園、学校、学童クラブ等）に対し、支援力向上等を目的とした訪問支援等を実施する。</p> <p>(3) 地域の発達支援に関する入口としての相談支援 給付費事業である障害児相談支援の取組充実のほか、療育に繋がっていない子どもや家族に対し、早期支援を目的とした訪問支援等を実施する。</p> <p>(4) センターにおける人材養成 センターが専門的かつ適切な助言・指導等を実施できるよう、スーパーバイズ等の取組に精通した社会福祉法人等により、各センターの訪問員に対する人材養成（研修等）の取組を実施する。</p> <p>※ (2)、(3)については、保健福祉局と連携のうえ実施</p>			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

<参考資料：地域支援体制に関するイメージ図>



# 令和6年度 京都市予算案 事業概要

子ども若者はぐくみ局

事務事業名	医療的ケア児等地域支援コーディネート事業の拡充		
予算額	8,000 千円 (全体事業費 12,000 千円のうち充実分)	新規・充実・継続の別	充実
担当課	子ども若者未来部 子ども家庭支援課(746-7625)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>医療的ケア児等の支援については、保健、医療、福祉、保育、教育などの支援機関が連携しながら取り組んでいるが、支援の調整に係る保護者や支援機関等の負担が大きい。</p> <p>そのため、医療的ケア児等の支援に係る以下の課題の解消に取り組むことで、地域における支援体制を向上させ、ひいては保護者・支援機関等の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>&lt;医療的ケア児等の支援に係る主な課題&gt;</p> <p>① 医療的ケア児等の支援には、医療・福祉など幅広い知識・経験が求められるが、事業所側に支援のノウハウが少なく、医療的ケア児等に対応できる事業所が広がりにくい。</p> <p>② 医療的ケア児等の支援を総合調整する役割が不足しており、特に保育所等の入所時や就学時期における保護者・支援機関等の負担が大きい。</p> <p>③ 医療・福祉・教育等の職種を越えた連携・情報共有の場が少なく、顔の見える関係性づくり、地域におけるネットワークの構築が求められている。</p>			
<p>[事業概要]</p> <p>本事業は、他の障害福祉施策との連携を図る観点から、行政区をまたいだ一定のエリアを標準的な単位（障害保健福祉圏域）として、医療・福祉分野等に精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームを配置し、実施している。</p> <p>令和5年度から主に南部エリア（伏見区（醍醐支所管内を除く。））で先行実施している本事業について、令和6年度は実施箇所の拡大（※）を行う。</p> <p>※ 拡大箇所は、中部エリア（上京区・中京区・下京区・南区）及び東部エリア（東山区・山科区・伏見区（醍醐支所管内のみ。））を予定。</p> <p>&lt;具体的な活動内容の例&gt;</p> <p>(1) 支援機関へのスーパーバイズ 専門的知識・経験に基づく助言・指導等を行う。また、退院前カンファレンスや退院後の訪問活動への同席等、必要な伴走支援を行う。</p> <p>(2) 医療的ケア児等へのコーディネート支援 保育・教育等の施設（以下「受入施設」という。）における受入れの円滑化のためのコーディネート支援のほか、受入施設に対する技術的助言等を行う。</p> <p>(3) 研修の実施等による地域資源の開発等 地域資源の開発、多職種連携の促進等を図るため、支援機関や保護者等に対して研修・事例検討会等を開催する。</p> <p>(4) 医療的ケア児等に関する情報把握等 地域の医療的ケア児等に関する情報、地域資源に関する情報等を把握したうえで、本人同意に基づき、関係機関との情報共有・連携強化等を図る。</p>			